

令和6年3月25日

ゆうちょ銀行(郵便局)の自動払込み(口座振替)をご利用のお客様へ

川俣町水道事業
川俣町長 藤原 一二

簡易水道事業を川俣町水道事業に統合することに伴い、これまで町の「一般会計(川俣町会計管理者名)」で収納しております簡易水道料については、「川俣町水道事業(川俣町水道事業企業出納員名)」に料金の収納を継承することになります。

つきましては、ゆうちょ銀行(郵便局)の自動払込みの引き落としについて、「令和6年4月25日引落分」から「川俣町水道事業」にて引き落としとさせていただきますので、お知らせいたします。

なお、これまでお申し込みいただいております、ゆうちょ銀行(郵便局)の自動払込み(口座振替)契約につきましては、ゆうちょ銀行において、収納事務を承継の上、以下のとおり変更し、引き続きこれまでと同様のお取り扱いをさせていただきますこととなりますので、本書をもちましてご案内とさせていただきます。

なお、お客様が新たに手続をする必要はございません。

<変更内容>

変 更 項 目	変 更 後 (令和6年4月分以降)	変 更 前 (令和6年3月分まで)
加 入 者 名 (町とゆうちょ銀行の 契約名)	川俣町水道事業	川俣町会計管理者
口 座 番 号 (水道料金を収納する 口座)	0 2 1 9 0 - 7 - 2 2 5 2	0 2 1 9 0 - 4 - 1 2 4 6
契 約 種 別 (町とゆうちょ銀行の 契約)	2 2 : 水道料金	3 0 : 簡易水道使用料

◎本件につきましてご了承をいただけない場合は、恐れ入りますが4月5日(金)までに下記の連絡先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※個人情報について

皆様からいただいた個人情報は、利用者本人の同意がある場合を除き、使用目的以外で利用および第三者に提供することはありません。

又、個人情報は、セキュリティポリシーに基づき、漏えい、流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じます。

お問い合わせ先：川俣町役場 建設水道課水道室
電話 024-566-2111